

公益社団法人上越観光コンベンション協会
スポーツ合宿誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市内において開催されるスポーツ合宿の開催に要する経費に対し、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において協会が交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における合宿とは、次の各号に掲げるいずれかの団体が行う、スポーツ技術等の向上を目的に練習等を行うものをいう。

- (1) 小・中学校・高等学校、専修学校、大学、その他各種学校に所属する生徒及び学生で組織する団体（引率者・監督・コーチ等を含む。）
- (2) 企業及び企業に所属する各種団体
- (3) 社会人等で組織する団体

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿（以下「補助対象合宿」という。）は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。ただし、協会の会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 上越市内の体育施設等を利用すること。
- (2) 合宿期間中、上越市内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設をいう。）に3泊以上すること。
- (3) 上越市外の団体であること。
- (4) 合宿期間中に、次のアからエまでに掲げるいずれかの観光交流活動を行うこと。
 - ア 上越市観光ガイドブック（上越物語）に掲載されている観光施設等1箇所以上を見学すること。
 - イ 上越市内において、農林漁業体験やものづくり体験等を行うこと。
 - ウ 上越市内の学校若しくはスポーツ団体との交流試合又は地域住民を対象としたスポーツ教室等を行うこと。
 - エ 上越市内で開催される伝統的な祭り、食若しくは産業のイベント又はボランティア活動等に参加すること。
- (5) 団体のホームページやSNS等を活用して、前号の活動の様子を発信すること。

2 次に掲げるものは補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 上越市から補助金等の交付を受けるもの（施設の減免は除く。）
- (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つもの
- (4) プロスポーツなど不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの
- (5) 同一団体における同年度内の2回目以降のもの
- (6) 上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、合宿の団体が要する宿泊費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の表に定める金額以内の額とする。

区 分	補助金算出方法	補助金額の 限度額
合宿	3泊以上の人数の合計宿泊数×1,000円	15万円

- 2 合宿の開催に要する経費は、当該合宿が協会の他の助成制度が適用された場合には、当該助成制度による助成の対象となった経費の全てを控除した後の経費とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめスポーツ合宿誘致補助金交付申請書（第1号様式）、その他会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 前項の書類は補助を受けようとする合宿の開始日の30日前までに提出しなければならない。ただし、4月及び5月の合宿については、合宿の実施決定後速やかに提出するものとする。
- 3 第1項の規定による申請をする者は、補助を受けようとする合宿の代表者とする。

(補助金交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る合宿が補助対象としての適合性を有するか否かの書類審査を行う。

- 2 会長は、審査において、当該合宿が、補助対象としての適合性を有すると認められたときは、当該合宿を補助対象として決定するとともに、その旨をスポーツ合宿誘致補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該代表者に通知し、補助対象としての適合性を有するものと認められなかったときは、その旨及び理由を当該代表者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 代表者は、交付決定後において、交付額の算定基礎に著しい増減が生じる日程・人数の変更が生じた場合又は中止となった場合は、速やかにスポーツ合宿誘致補助金変更申請書（第3号様式）を提出し、会長の承認を受けなければならない。この場合において、変更を承認したときは、会長は、その旨をスポーツ合宿誘致補助金変更承認通知書（第4号様式）により代表者に通知するものとする。

- 2 会長は、変更申請に係る合宿の内容が補助対象としての適合性を有しないと判断したときは、補助対象としての決定を取り消し、その旨及び理由をスポーツ合宿誘致補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により当該代表者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 代表者は、補助対象合宿が終了したときは、スポーツ合宿誘致補助金実績報告書兼請求書（第6号様式）に、宿泊施設が発行する領収書の写し、合宿参加者名簿、実施した合宿の様子が分かる写真、第3条1項4号に定めた活動についてホームページ等を活用して情報発信したことが分かるページを印刷したものを添えて、合宿が終了した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第10条 会長は前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、その審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ合宿誘致補助金額確定通知書（第5号様式）により代表者に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、審査により当該合宿が補助対象としての適合性を有しないと認めたときは、その旨及び理由をスポーツ合宿誘致補助金承認解除通知書（第7号様式）により代表者に通知し、補助金を交付しないものとする。

(補助金の減額及び交付の取消し並び返還請求)

第11条 会長は、代表者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。